

整理番号	26-7	事務事業名	土地区画整理組合指導事業	作成部署	建設部 都市整備課	電話	内線765	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	斉藤順二	課長職名	藤井高志	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S46	根拠法令等	土地区画整理法第75条、同法第14条～125条の内組合事業の許認可事務等に関する条項(北海道建設部の事務処理の特例に関する条例第2条:権限委譲)					
〃終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	組合施行の土地区画整理事業においては、円滑な事業推進のために公共団体が総合的に指導・技術援助を行なうことが求められ、土地区画整理法の制定を受け、本市では最初の組合事業から当該業務が導入されている。さらに、平成9年度からは道の権限委譲により、本市も各種許認可権を持つことになり、当該業務の重要度が増してきた。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	高い都市機能をもち、活力にあふれるまち	(第5章)
	節	市街地整備	(第1節)
	施策	計画的な市街地の形成	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	土地区画整理組合及び役員等	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	組合施行の区画整理事業に関して適切な指導、助言、技術援助、許認可を行なうことにより、本市が目指す魅力ある健全で良好な市街地形成の誘導を図り、地区住民等の生活環境の向上と新たな市民のための住宅地を供給するなど、公共の福祉の増進に資することを目的とする。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	これまで10組合に対する指導・助言・技術援助・許認可業務。近年は特に以下について 1.虹ヶ丘土地区画整理組合:清算金・賦課金の滞納処分の検討・協議、金融機関との協議、公共・公益施設用地の買取り、その他組合運営に関して市の立場で指導・助言を行なってきた。 2.大曲柏葉台土地区画整理組合:付保留地の処分、解散に向けた清算業務に関する指導業務等 3.大曲幸地区開発発起人会:組合設立に向けた指導等とその後の技術援助等
		17年度	虹ヶ丘土地区画整理組合:清算金・賦課金事務などを含めた組合解散に向けた今後の組合運営に関して指導・助言を行なう。

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区分	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)	
直接事業費	国支出金				
	道支出金	362		100	
	地方債				
	その他特財	34,209			
	一般財源		46		
	合計	34,571	46	100	100
人件費(概算)	人数(年間)	1.50	1.50	0.50	0.50
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	13,500	13,500	4,500	4,500
総事業費 +	48,071	13,546	4,600	4,600	

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指標	指標(算式)	指標値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	事前協議・申請件数	10	20	10	10
	組合等からの相談・打合せ件数	80	120	40	40
	説明会・総代会等会議出席数	15	30	10	10
	計	105	170	60	60
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	各種許認可事務処理件数	5	6	3	3
	(事業計画・定款の変更、地区内建築許可等の許認可と縦覧公告業務、検査業務)				
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	評価コスト	457千円	80千円	77千円	77千円
	(総事業費÷活動量合計)				

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等 近年、地価下落や社会経済の落ち込みにより、区画整理事業の収入源の大部分を占める保留地の処分が計画どおり進まない状況が生まれてきた。また、各市町村は厳しい財政状況の中、民間の資金力や経営・技術能力などを最大限活用した組合施行による区画整理事業を検討・研究していくが必要になってくる。こういう状況をふまえ、新規の組合に対しては、特に財源となる保留地処分の確実性などを十分検討し、将来を見越した指導・助言等が必要になってくる。

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	土地区画整理法第75条の規定により、市は組合からの技術援助の請求に応えなければならない。また、道条例により市は各認可事務を委任されていることから、市が行なう事業である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	厳しい財政状況の中で区画整理事業の実施となれば、民間の力を最大限活用した組合施行の区画整理事業は有効であり、目的は適切である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	組合は民間のコンサルタントや業務代行業者等に委託して事業を進めることになるが、認可権を持つ市の指導や助言等はこれらとは意味合いが異なることから、委託化の可能性はない。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	受益者負担の余地はない。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	これまで組合施行の区画整理事業によって整備された総面積は約203haにも及び、市街地全体の12.7%を占めている。これらの区域はそれぞれが着実に成熟したまち並みを形成しつつあり、本市のまちづくりの一翼を担っている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	組合区画整理事業は数年間継続する事業であり、その間、市条例等に基づく支出は随時生じることになるが、当該業務は基本的に人件費が主なコストである。	より少ない人件費で効率を考え当該業務を行うには、区画整理事業に精通した人材の育成も重要である。

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	継続中の土地区画整理組合については、清算事務及び賦課金の徴収、保留地売却を進めており、今後組合の解散に向け、市が積極的に指導していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり